

中世前期の京都今宮祭に関する一考察 ——祭礼行列の渡物と疫病対策的性格に着目して——

本多健一（立命館大学大学院文学研究科博士課程後期課程）

E-mail ht132028@ed.ritsumei.ac.jp

大坪 舞（立命館大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了）

E-mail ht013035@ed.ritsumei.ac.jp

要旨

京都における都市祭礼は平安期に起源を持つものが多いが、その形式や内容は絶え間なく変化してきており、特に中世の前期から後期にかけては、その変化が大きかったと考えられる。京都北部（上京）で執り行われる今宮祭（紫野御霊会）も、そのような祭礼の一つである。本稿では、中世前期以前（14世紀南北朝期以前）の今宮祭を対象とし、中でも祭礼行列における渡物（田楽、十列など）と疫病対策的な性格とに着目して、そのあり方を復原・考察する。

abstract

Many of the city festivals in Kyoto started at the turn of the 10th century in the Heian Period. Since then, their forms and contents have constantly changed. It is most likely that these festivals experienced fairly big changes in the medieval period, and that Imamiya-matsuri Festival performed in Kamigyo, the northern area of Kyoto, was no exception. In order to restore what it ought to be in the medieval period, i.e., the 14th century or earlier, this article discusses the festival those days, especially focusing on its parade programs and character as countermeasures against epidemics.

1 はじめに

現代の京都における大規模な都市祭礼は、平安期に起源を持つものが多いが、その形式や内容は絶え間なく変化してきている。例えば祭礼行列にはこの傾向が顕著であり、一二世紀後半に成立した『年中行事絵巻』^①に描かれる祇園会や稲荷祭の渡物（祭礼行列の出し物）、すなわち馬長、巫女、王の舞、師子（獅子舞）、田楽、細男などの多くは、もはや現在の神輿巡幸においても山鉾巡行においても見出すことはできない。

このような変化が大きかった時代は、おそらく南北朝の動乱から始まって応仁の乱を経る、中世の前期から後期にかけてであったと思われるが、明瞭かつ通史的にそのあり方を復原できる祭礼は、現時点では祇園会（祇園祭）に限られている。すなわち脇田晴子^②、五味文彦^③、山路興造ら^④によって、祇園会においては、平安期以来の馬長などの渡物が中世なかばに衰退し、祭礼行列の主役を山鉾に譲る歴史が明らかにされてきた。それは祭礼を支える主体が、（馬長などを調進した）朝廷や院といった支配者から、（山鉾などを調進した）一般の都市住民へと変化していったプロセスを意味し、さらにそこから平安京より近世京都に至る都市内部構造の変化と関連づけてみることも可能になったのである。

よって、京都の都市祭礼の歴史を明らかにしていくことは、文化史に限らず、都市史への貢献もきわめて大きいといえよう。ところが、祇園会以外の祭礼では研究の蓄積が乏しく、特に変化が著しかったであろう中世の前期から後期にかけてのあり方は、あまり明らかになっていない現状がある。

本稿の目的は、以上のような背景を踏まえ、京都における都市祭礼の一つ、平安京の北部（後の上京）で執り行われた中世前期以前の今宮祭（紫野御霊会）を研究対象とし、新たな史料も用いながら当時の祭礼のあり方を復原・考察するものである。今宮祭の歴史は、良質でまとまった史料が残されていないため、従来、平安期が五島邦治や岡田莊司によって一部解明されている他は、近世以降の研究に限られ、中世を対象とする研究がほとんど皆無であった。最近になって筆者の一人である本多は、中世後期以降、上京の一般住民が支える都市祭礼として確立されていく今宮祭について、氏子区域の市街地形成と関連づけながらその変遷の一端を明らかにしたが、なお中世前期のあり方は未解明であった。しかし今般、今宮神社に残された『今宮神社文書』の調査を通じて、中世前期の今宮祭における祭礼行列の記録などの一部が判明した。ついてはこれらなどを手がかりに、当時の今宮祭とはいかなる性格を有し、いかに変遷していったのかを、できる範囲で復原し、考察していきたい。

2 中世前期までの今宮祭

(1) 初期の今宮祭（紫野御霊会）

今宮祭（紫野御霊会）は、今宮神社（今宮社）の祭礼である。今宮社は平安京北郊の紫野（現京都市北区紫野今宮町）に位置し、現在の祭神は大己貴命・事代主命・奇稲田姫命である。その始まりは正暦五（九九四）年、都に疫病が流行したことから、船岡山で民衆主導の御霊会が修され、二基の神輿が「難波海」に流された。さらに長保三（一〇〇二）年にも疫病が流行したため、紫野に社

殿と神輿が造られて、これを「今宮」と号したという¹⁰。つまり今宮社の祭神は、本来深刻な災厄をもたらす疫神（御霊神）であり、今宮祭はそのような神を慰撫する疫病対策の行事（御霊会）として始まったのである。

『日本紀略』などによれば、一一世紀前半頃までの紫野御霊会は、五月九日を式日としてほぼ毎年催されていたらしいが、その主たる担い手については議論がある。すなわち五島が、『後拾遺和歌集』巻二〇に収められた藤原長能の歌および詞書によれば、「郷の刀禰」が紫野に御霊会を催したとみられることなどから、在地の一般民衆の関与を重視するのに対して、岡田は、この時に宣旨が下されて「おほやけも神馬たてまつりたまふ」とあることから、逆に官祭的な性格を強調する¹¹。が、その後の記録、例えば寛弘五（一〇〇八）年の「紫野御霊会、諸司諸衛、調神供・東遊・走馬・十列等参向」などに依拠する限り、初期の今宮祭に官祭的な性格が強いのは明らかであろう。なお、今宮祭が紫野御霊会と表記されるのは、この時期に限られる。

一一世紀の後半頃から、今宮祭の記録は乏しくなる。これは史料上の制約もあろうが、今宮祭そのものが毎年執行されなくなっただけのことにもよるのではないか。例えば天承二（長承元、一一三二）年は、「今年疾疫発起」というように疫病が流行したが、『朝野群載』巻二一所収の同年閏四月八日付中原師元勘文には「風聞、紫野今宮、久歴年序、漸及破損、加之下民之愚、誤伐樹木歟、早加修復必有感応矣」とあり、当時の今宮社が荒廃していたことがわかる。当然御霊会も途絶していたであろう。このため急ぎ社殿の修造が行われ、その功に報いる除目に際して、源師時は「件今宮主（筆者注・者か）時行之神也」と記した（この際御霊会も執り行われたと考えられる）。それゆえ五島が指摘するように、当時の今宮祭は「疫病が流行する年に限ってそのつど祭礼が行われる」状態になっていたと推測できよう。この時代の今宮祭の様子を描いたといわれる『年中行事絵巻』巻一二によれば、それはのどかな田園に囲まれた社殿前で行われる祭りのようであった¹²。

今宮祭の官祭的・臨時祭的・疫病対策的な性格は、鎌倉期でも確認される。鎌倉初期に成立した『神祇官年中行事』によれば、今宮祭は神祇官の沙汰となつ

ており、また、正元元（一二五九）年の『百鍊抄』には「紫野今宮祭也、自院
 庁被騎馱馬長、此事中絶年尚、今年被興行、依疫疾御祈也」とあるように、長
 らく中断されていた祭礼が、やはり疫病流行を理由に院（後嵯峨院）の主導で再
 開されたことがわかる。京都の祭礼の多くは、平安期より御霊会と結びついて
 疫病対策的な性格を有していたが、これまでみてきたように、中世前期までの今
 宮祭には、特にその性格が強かったといえよう。しかし、この時代も全般的に今
 宮祭の記録はきわめて乏しく、その具体的なあり方はほとんどわからなかった。

（2）南北朝期における今宮祭の変容

中原師守らの記録によつて、南北朝期の一四世紀なかばから、ようやく今宮
 祭の詳しい様子が明らかになってくる。当時の特徴としてあげられるのは、第
 一に、再び毎年五月九日を式日として祭礼が執り行われていること、第二に、
 諸司の関与を欠くようになった結果、官祭的な性格が著しく薄れたこと、第三
 に、五月七日に神輿迎（神幸）が行われるようになり、一般都市住民が支える
 都市祭礼の様相を呈し始めていることなどである。

特に重要で密接な関連を有する後二者を具体的にみてみると、貞治三
 （一二三四）年の『師守記』に「今日紫野今宮祭也（筆者注・中略）寮頭膝突・
 御幣等不被沙汰進也、近年依不具如然、此祭近年諸司不及沙汰坎、然而伝馬ハ
 寮使請取之、近年儀也」とあり、近年の「諸司不及沙汰」によつて祭礼の運営
 に支障をきたしていることがわかる。さらに官祭的性格の衰退を明確に示すの
 は、翌四年の記録である。すなわちこの年の五月四日、足利將軍義詮の母、赤
 橋登子が死去したため、三〇日間の天下蝕穢が宣せられたが、九日の今宮祭は
 延引されることなく執行されたのである。中原師夏は、この事態を「紫野今宮
 祭、雖天下穢被行、不及諸司沙汰故也」と断じており、当時の今宮祭は、従来
 の官祭的性格が著しく薄れ、もはや公的関与の及ばぬ祭礼になっていったとい
 えよう。ちなみに諸司の不沙汰によつて運営に支障をきたす傾向は、当時の他の
 官祭的祭礼でも同様であり、例えば洞院公賢は、文和二（一二三三）年の北野

祭に関して、「今日北野祭無之歟、無主之朝每事此式歟、今年相当三年一請期
 云々、而祭礼延引尤不便歟」と嘆じている。

一方、貞治六年の『師守記』には「今日紫野今宮祭、御輿迎□□とあつて、
 これは今宮祭における五月七日の神輿神幸の初見である。つまり祇園・稲荷・
 松尾など平安京南部の祭礼では、既に平安期に成立していた、神輿を郊外の本
 社から市街地の御旅所に迎えるという新しい形式が、この時期に今宮祭でも確
 立したのである（五月七日神幸、五月九日還幸）。市街地での御旅所祭祀を執
 り行う主たる担い手は、先行する南部祭礼の事例から類推して、平安京北部（室
 町期以降の上京）に居住する一般の都市住民であつたと考えられ、今宮祭はこ
 の時期を境に彼らが支える都市祭礼へと変容し、現在に至つたのであろう。

以上みてきたように、今宮祭が大きく変化したのは、一四世紀の鎌倉末期か
 ら南北朝初期頃であつたと結論づけられる。すなわち祭礼を支える主体が、朝
 廷や院の「諸司諸衛」から一般の都市住民へと交替し、その性格も官が支える
 官祭から民が支える都市祭礼へと脱皮を遂げたのである。しかし、なぜこの時
 代にそのような変化が生じたのかという背景やメカニズムについては、南北朝
 の動乱や室町幕府による朝廷・院権力の接収、平安京北部の市街地形成などと
 密接な関係にあると推測されるが、現時点でその詳細を明らかにすることがで
 きない。その理由の一つに、この時代以前、鎌倉期から南北朝初期にかけての
 祭礼の様相が、既存史料ではほとんどわからない点があげられよう。そこで次
 章からは、新たな史料を用いて、当時の今宮祭のあり方をできる範囲で復原・
 考察していきたい。

3 『今宮神社文書』にみる中世前期の今宮祭

（1）『今宮神社文書』における中世今宮祭関係史料

現在の今宮神社には、多数の古文書（『今宮神社文書』旧・新）が残されており、

これらは京都市歴史資料館によって収集・撮影が行われ、中世文書一三七点については五島によって目録が作成されている²⁸⁾。これらのうち半数以上は神馬送進関係の文書であるが、一部今宮祭に関連した文書もある。中でも受入番号(新)一〇六、年不詳「紫野今宮社神事覚」は、詳細は後述するが、別記した翻刻文(史料1)のとおり、中世後期以降にはみられない、田楽、十列といった祭礼行列の渡物が記され、また院の関与を示す内容から、おそらくは中世前期今宮祭のあり方の一部を記した文書と思われる。

また、一九世紀の幕末期に編纂されたと思われる、受入番号(旧)一、「紫野社勘例案」という文書の中に「官祭社頭次第」という一節があり(史料2)、これも南北朝期以前の今宮祭の様子を記したものであろう。しかしその典拠は不明であり、精読すると既存史料の内容をつなぎあわせたような節もあつて、あまり参考にはならない³⁰⁾。

現物調査の結果、「紫野今宮社神事覚」(以下「神事覚」)は、二枚にわたつて記されているが、二枚目で内容が途切れていることから、全体の一部であると考えられる。また、現在の状態から後に書写された文書と考えられるが、書写年代は特定できない³¹⁾。現存する部分は「御影向事」「号今宮社事」「白河院行幸事」の三条から始まる。「白河院行幸事」の内容は、私見の限り、他に該当する記録は見当たらないが、承保四(承暦元、一〇七七)年は疱瘡の流行が深刻であつた年であり、今宮社に疫病対策祈願のための行幸が行われた可能性は十分に考えられよう。その後「五月七日祭礼役事」と記され、実際に誰がどのような祭礼の諸役を務めたかが一つ書き形式で記される。ただ、問題となるのが、「院御方」以降の解釈であろう。「院御方」は前に記される「神祇官」などや、後に記される「修理職」より一字上から記される。これは、院への尊崇を込めて他より上に記されるのか、あるいはそれ以下の事項は「院御方」の命により調進されたものであるか。形式上はどちらともとらえることができよう。

しかし先述のとおり、五月七日の神輿迎は、鎌倉末期から南北朝期にかけて確立した、御旅所祭祀を中心とする新しい神事であり、しかもそれを主導したのが一般の都市住民であつたらしいことを考え合わせると、院をはじめとする

諸司が、これだけ多種多数の諸役を神輿迎のために調進したとは考えにくい。むしろ「院御方」以下は、正元元(一二五九)年の今宮祭再興と同じように、院が主導して諸司に渡物などを調進させた内容であり、それは五月九日という本来の式日の記録とみた方が合理的ではないだろうか。本稿では、「神事覚」が記す祭礼の内容については、すべてが神輿迎の記録であつた可能性にも留意するが、とりあえず「院御方」より前は五月七日の神輿迎、それ以降は院が主導した五月九日の本来の祭礼式日の記録と解釈して、論考を進めていくことにしたい。

(2) 「紫野今宮社神事覚」に記された祭礼行列の渡物

本節では、「神事覚」に記された祭礼行列の渡物のうち、「歩田楽」、「車田楽」、「賀茂十列」などを検討したい。

まず「賀茂十列」の「賀茂」については不詳であるが、今宮祭における渡物として、十列は平安期より存在していた³²⁾。先述のとおり、中世今宮祭の史料はきわめて少なく、その渡物についても不明な点が多いが、十列は貞治六(一二三六)年の「師守記」に、「近年依不具也、此祭当□諸司不及沙汰之間、十列無之³³⁾」と記されるように、南北朝期には奉納が断絶していたと考えられる。同時期には祇園会でも十列が奉納されなくなっており、困窮下において、馬の調進もままならない世情であつたことには注意が必要であらう。ただ、常時であれば、十列は奉幣されるべき渡物と認識されていたことは確認できる。

一方、「歩田楽」や「車田楽」とはいかなるものであつたのだろうか。田楽とは、もともと農耕儀礼に伴う芸能に散楽芸が結びついたものといわれており、後には能楽なども取り入れられ、平安期から南北朝期にかけて大流行した。しかし、その芸態や担い手、それに演じられる機会・場所などは多種多様であり、しかも時代毎の変化も大きいため、田楽という芸能の全貌を要約することは難しい³⁶⁾。とりあえず京都の祭礼における田楽に問題を絞れば、おおむね次のような実態であつたと考えられる。

一一世紀の平安期から、田楽は御霊会において演じられていたが、当初のそれらは卑俗で喧騒的なものであったらしい³⁷。このような田楽が一定の格式を整え、神事渡物として祭礼行列に供奉するようになったのは、『年中行事絵巻』の祇園会や稲荷祭に描かれているように(図1)、一二世紀の頃からと思われる³⁸。そこで演じられている芸能はきわめて高度であるため、おそらく田楽法師ら專業の芸能集団が担ったもの(職田楽)と推測されよう。田楽の專業集団が京都の祭礼に勤仕していた記録は一三世紀半ばまで現れないが、能勢朝次はこの点に関して「記録の常として、かかる者に関しては、何か特別の事故のない限りは、普通は記しとどめる必要を感じないために、専門田楽法師の事が見られないのである」としており、筆者もこの見方に賛同する。代表的な田楽の專業集団である本座・新座が組織されたのも一二世紀の頃であり、したがってこれらの專業集団は、おおむね室町期まで一貫して大規模な祭礼の一端を担っていたのであろう³⁹。



図1 12世紀の祇園会における田楽
出所：『年中行事絵巻』
(『日本絵巻大成8』所収)

しかし、祭礼行列の渡物を構成した田楽は、專業集団による職田楽ばかりではない。すなわち朝廷や院の武官・文官らが田楽の真似をして、祭礼行列に供奉する渡物もあったと考えられる。能勢は「農民でもなく又職業的田楽者でも

ない者が、田楽を模すること」を「風流田楽」と呼んでいるが、風流田楽そのものは、有名な永長元(一一〇九六)年の大田楽のように、身分を問わず盛んに行われていた。おそらく長治二(一一〇五)年の『中右記』に記された神人による祇園会の田楽も、職田楽というより風流田楽に近いものでなかったかと思われるが、鎌倉期になって、下級の武官や文官が風流田楽をなして祭礼行列に供奉した場合、特に「歩田楽」という名で呼ばれたようである。「歩田楽」の初見は、寛元四(一二四六)年の祇園会に関する『葉黄記』の記述であり、そこには「今日祇園御霊会也(筆者注・中略)此後歩田楽「強雖不可然、又有先例、北面已下各致沙汰也」とある⁴⁵。もちろん、これだけでは北面が勤めた田楽とも、主催した田楽ともとれる。ところが、実は北面武士が勤仕した諸公事の記録である建保四(一二一六)年の『参重要略抄』には、既に「田楽事 祇園御霊会并今宮祭勤仕田楽下人、着綾蘭笠、如小冠者原也、持物楽器、随北面所司支配廻文出列見、逢催見参、此事不限衛府、皆悉役也」とあって、当時の祇園会と今宮祭において、彼らが「歩田楽」の担い手であったことを示している。そしてこれは、まさに「神事寛」における「歩田楽 下北面役 御幣 膝着」を指すと考えられよう。ただし、祭礼行列において、彼らが実際にいかなる田楽を演じたのか(あるいは演じなかったのか)という点は不明である⁴⁷。

それでは残る「車田楽 二両 御幣 膝着」なる渡物は、どのようなものであったのだろうか。私見の限り、「車田楽」なる田楽は他の史料では未見である。その名前からして、祇園祭の山鉾のような車が二両出され、それに人が乗って田楽を演じたのであろうか。似たような渡物の例を探せば、まず長和二(一一〇一三)年の祇園会で出されたという「散楽空車」(むなぐるま)があり、これは屋根のない車に散楽の芸能者が乗って芸能を演じたものらしい。その後はかなり時代が下り、貞治三(一一三六四)年の祇園会における「久世舞車」⁴⁸まで類似事例は見出せないが、こちらも車舞台の上で流行芸能の久世舞(曲舞)が演じられたと思われる⁴⁹。ただ、その間に賀茂祭の渡物として飾り立てた風流の車が出されていた記録はあり、時折、祭礼行列の余興的な渡物として特殊な車が調進されることはあったらしい。注意すべきなのは、散楽空車も久世舞車

も専門の芸能者が乗って芸能を演じていたという点である。仮に「車田楽」がそれらに類似した渡物であったとすれば、別途、風流田楽として北面武士が勤める「歩田楽」が出されている以上、そこに乗っていたのは、田楽を専門とする芸能者とみるのが合理的ではないだろうか。推測の域を出ないものの、「車田楽」とは専門芸能者が車舞台に乗って田楽を演じた渡物と考えておきたい。

最後に注目したいのは、「神事覚」における「歩田楽」も「車田楽」も、院から調達されたらしい点である。というのは山路によれば、祇園会で出されていた二種類の田楽のうち、「歩田楽」は院など信仰者集団側から出された渡物、本座・新座による專業集団の職田楽は神社側から出された渡物として区別する必要性を強調しており、この点でいずれの田楽も院から調達されている今宮祭は、きわめて特徴的といえよう。そしてこれらが神社側の渡物でないとなれば、「歩田楽」はもちろん、職田楽とみられる「車田楽」も（恒久的でない）一時的な渡物であった可能性が高いと思われる。

(3) 「紫野今宮社神事覚」の年代について

先述のとおり、「神事覚」は院による今宮祭への強い関与を示している。この場合の院とは、院政を執る治天の君を指すと思われる。「神事覚」は院政がある程度充実していた時代の状況を描いていると考えられる。一方で五月七日の神事（神輿迎）が記されていること、一四世紀なかばから頻繁に現れる久世舞車のような渡物と思われる「車田楽」が記されていること、現存する『今宮神社文書』において、年月日が判明している文書は建武四（一三三七）年以降のものに限られること⁽³⁵⁾などから、鎌倉前期まで時代がさかのぼることも考えにくい。したがって、一応正元元（一二五九）年の再興の後に絞って「神事覚」に記された祭祀の年代を特定してみたい。

「神事覚」年代特定の鍵は、最後に記された一条関白家からの寄進にあろう。正元元年以降、一四世紀なかばまでに一条家から輩出した関白は、実経（文永二（一二六五）年閏四月一日〜同四年十二月九日）、内経（文保二（一二三二）

年二月二九日〜元亨三（一二三三）年三月二九日）、経通（建武五（暦応元、一三三八）年五月一九日〜暦応五年一月二六日）の三人である。⁽³⁶⁾このうち経通の時代は、南北朝の動乱が始まっており、「神事覚」で記されているような多数の諸役を院（光厳院）が調達できたとは考えづらい。一方、実経の時代は、正元元年の祭祀再興を主導した後嵯峨院が引き続き院政を執っており、それゆえ再興の折に調達されていた馬長が「神事覚」の渡物の中に現れないのは、いささか不審である。また、いずれとも疫病が流行していた記録もない。

このように考えていけば、最も可能性が高いのは、後宇多院が院政を執っていた内経の時代であろう。ただし、後宇多院政は元亨元年二月九日に停止されているので、⁽³⁵⁾実際には元応元（一二三九）年から元亨元年までの三年間に絞られる。注意したいのは、元応元年と元亨元年には、ともに疫病が流行していたことである。⁽³⁶⁾しかも元亨元年は、後伏見院と花園院が「世間病悩」を嘆き、祇園社に宸筆心経を納めて供養させているように、疫病のために祇園社への信仰が高まっていた。当然、同系統の御霊神といえる今宮社への信仰も高揚していたであろう。

おそらく当時は、御旅所への神輿迎が開始され、今宮祭は一般住民が支える都市祭祀の様相を呈し始めていた。しかし、疫病の恐怖は身分の上下を問わずあり、その蔓延をまのあたりにした後宇多院が、以前から疫病対策として催されていた今宮祭に期待して、再び力を入れて渡物などを調達した記録が、「神事覚」であったように考えられるのである。

4 おわりに

本稿では中世前期以前の今宮祭を対象にして、平安期から南北朝期に至るその変遷を、新史料なども用いて復原した。その結果、当初は疫病対策としての官祭的・臨時祭的な性格が強かったものが、一四世紀の前半、鎌倉末期から南北朝初期頃に、御旅所祭祀を中心として、一般住民が支える定期的な都市祭祀

に変容したことが解明された。また、中世前期における祭礼行列のあり方の一端も明らかになった。

一方で残された課題もある。まず第2章でもふれたように、なぜ一四世紀前半に大きな変化が生じたのかという背景やメカニズムの解明が必要である。次に今宮社では、官祭的であった今宮祭の他に、一般民衆が主導したと思われるやすらい祭も連綿として執り行われていたようであり、この二つの祭を中心として、今宮社への信仰とその変遷とを総合的に把握することも求められている。最後に他の祭礼の動向との比較考察や、それらを通じた京都における都市祭礼の全体像の構築なども必要であろう。

冒頭でも述べたように、従来の京都の都市祭礼研究は、多くが祇園会を中心とした平安京南部(下京)に限られ、しかも個別祭礼の民俗誌的研究という「殻」を破るものは少なかった。本稿も今宮祭という個別祭礼を対象とした歴史民俗誌の枠を出るものではないが、平安京北部(上京)の祭礼研究に嚆矢をつけたことを契機に、都市祭礼の全体像構築への第一歩となり、文化史ならびに都市史における新たな研究の進展につながれば幸である。

〔付記〕

本稿の作成にあたっては、今宮神社の佐々木従久宮司、前田一郎先生、小田切康彦氏に多大なご指導・ご教示・ご協力を賜りました。ここに記して深く感謝の意を表します。

なお、本稿は文部科学省グローバルCOEプログラム「日本文化デジタル・ヒューマニティーズ拠点」および「歴史都市を守る「文化遺産防災学」推進拠点」(ともに立命館大学)の成果の一部である。

〔注釈〕

(1) 小松茂美編『日本絵巻大成 8 年中行事絵巻』、中央公論社、一九七七所収の住吉本『年中行事絵巻』巻九および巻一二など。

(2) 本稿では、おおむね鎌倉期から南北朝期まで(一二世紀末～一四世紀末)を中世前期、室町期から戦国期まで(一四世紀末～一六世紀末)を中世後期とする。

(3) ①脇田晴子「中世の祇園会―その成立と変質―」、芸能史研究四、一九六四、一一―二八頁、②脇田晴子『中世京都と祇園祭―疫神と都市の生活』、中央公論新社、一九九九。

(4) 五味文彦「馬長と馬上」(五味文彦『院政期社会の研究』、山川出版社、一九八四)、三四―三三七頁。

(5) ①山路興造「祇園御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・羯鼓稚児―」、芸能史研究九四、一九八六、一五―二九頁、②山路興造「祇園囃子の源流と変遷」(祇園祭山鉦連合会編『講座祇園囃子』、祇園祭山鉦連合会、一九八八)、一九―六七頁など。

(6) 五島邦治「郊外の御霊会」(五島邦治『京都町共同体成立史の研究』、岩田書院、二〇〇四)、八九―一六頁(初出は一九九二)。

(7) 岡田荘司「平安京中の祭礼―御旅所祭祀」(岡田荘司『平安時代の国家と祭祀』、続群書類従完成会、一九九四)、四四〇―四九九頁。

(8) 坂本博司「今宮祭と西陣」、芸能史研究七一、一九八一、五六―六九頁など。

(9) 本多健一「中世後期の京都今宮祭と上京氏子区域の変遷―そこに顕現する空間構造に着目して―」、歴史地理学二四六、二〇〇九、一一―三頁。

(10) 『日本紀略』、正暦五年六月二七日条および長保三年五月九日条など。

(11) 久保田淳・平田喜信校注『後拾遺和歌集』、岩波書店、一九九四、四八五頁。この歌は、長保三年か寛弘二(二〇〇五)年の紫野御霊会を詠んだものとされる(前掲(6)一〇七頁)。

(12) 前掲(6)一〇七―一〇八頁。

(13) 前掲(7)四八二―四八六頁。

(14) 『日本紀略』、寛弘五年五月九日条。

(15) 『百鍊抄』。

(16) 黒板勝美編『新訂増補国史大系 第二十九卷上 朝野群載』、吉川弘文館、一九九九、四八五頁。

(17) 『長秋記』、天承二(長承元)年五月一九日条。

(18) 前掲(6)一〇七頁。

(19) 前掲(1)六〇―六一頁。なお、住吉本『年中行事絵巻』に描かれている祭礼の

描写について、五味は、従来祇園会のものとしてきた巻九の祭礼行列や巻一二の二五紙〜三〇紙にある御旅所・馬長の光景を今宮祭のものとした(前掲(4)三四二―三五一頁)。しかし巻九については、山路(前掲(5)②六六頁)、岡田(前掲(7)四九八頁)、脇田(前掲(3)②四四―四五〇頁)らによってこの主張は否定されており、従来通り祇園会とする見方で誤りあるまい。ただし、巻一二は錯簡が著しいこともあって、当該部分の光景が何の祭礼であるかは議論の余地があると思われる。

(20) 『群書類従・第六輯』、続群書類従完成会、一九八七、六〇七頁。

(21) 『百鍊抄』、正元元年五月九日条。

(22) 林屋辰三郎『京都』、岩波書店、一九六二、六一―六六頁。最近では、都市祭礼の季節性と自然災害との関連性も追究されている(片平博文『歴史時代の災害と稲荷祭』、朱五〇、二〇〇七、一三六―一五四頁)。

(23) 『師守記』、貞治三年五月九日条。

(24) 『統史愚抄』、貞治四年五月九日条。

(25) 『園太暦』、文和二年八月四日条。

(26) 『師守記』、貞治六年五月七日条。

(27) 今宮祭における御旅所の初見は、『康富記』、応永八(一四〇二)年五月九日条であるが、当時は場所が定まらず、各所を転々としていたらしい(前掲(7)四八六頁)。

(28) ただし、室町期から戦国期にかけては室町幕府の関与もあったらしいし、一般の都市住民といっても、職縁的に結びついた人間の集団なのか、地縁的に結びついた人間の集団なのかによって性格が大きく異なるので、これらの点はより詳細な検討が必要である。中世後期の今宮祭については、前掲(9)を参照されたい。

(29) 五島邦治「今宮神社文書にみる神馬送進―「歴史史料検索システム」を使って―」、京都市歴史資料館紀要九、一九九二、一九九―二〇五頁。

(30) 他に受入番号(新)一二八、一二九、一三〇の三点は、大永五(一五二五)年五月九日の還幸において、喧嘩のために神輿が破損した事件に関する文書であろう。これらについては、別途稿を改めて論じたい。

(31) 現存の状態は比較的良好であり、書写年代は古くなくとも考えられるが、五島はこ

れを中世文書の一群として数えている(前掲(29))。なお、「紫野今宮社神事覚」という文書名は、五島作成の目録によるものであり、元史料にそのような名はない。

(32) 『百鍊抄』、『扶桑略記』など。

(33) 『延喜式』巻四八には、「凡諸祭并大祓料、繫飼馬及給人馬者、皆焼返印、但臨時奉名神馬非此限」とも記されるので、一旦賀茂社へ奉納された十列が、返却されて今宮社に納められたと考えられるかもしれないが、定かではない。

(34) 『日本紀略』、寛弘二(一〇〇五)年五月九日条および同五年五月九日条。また、「神事覚」の「白河院行幸事」にも、承保四年の行幸の際に十列が奉納されたと記される。「十列」という語で十疋の神馬を指すこともあるが、ここでは右馬寮の項に「神馬一疋」と記されていることから、十疋の走馬と考えるのが妥当であろう。十列については、①並木和子「関白家神馬使の成立をめぐる―平安祭祀と祭馬奉納―」、神道学二二九、一九八六、一六―三四頁、②鈴木真弓「十列と馬長」、悠久七三、一九九八、八五―八九頁を参照。

(35) 『師守記』、貞治六年五月九日条。

(36) 田楽の研究は数多いが、代表的なものとして植木行宣「田楽―その成立と展開(植木行宣『中世芸能の形成過程』、岩田書院、二〇〇九、九―八六頁(初出は一九八二)などがある。

(37) 『今昔物語集』巻二八「近江国矢馳郡司堂供養田楽語」。

(38) 前掲(1)参照。

(39) 『葉黄記』、宝治元(一二四七)年五月九日条に「新日吉社小五月会事」として「田楽二座〔本座装束家沙汰、新座装束庁催〕(筆者注・二内は割注、以下同じ)とある。祇園社では、『祇園執行日記』、康永二(一二三三)年一月二三日条に「一、於社頭田楽〔本座〕とあるのが初見である(八坂神社社務所編『八坂神社記録』上、八坂神社社務所、一九三三、七六頁)。

(40) 能勢朝次「田楽放(能勢朝次『能楽源流考』、岩波書店、一九三八)、一四九三頁。

(41) 前掲(36)六六―七五頁。

(42) 祇園会では、応仁の乱後の文龜二(一五〇二)年「馬上料足下行錢日記」まで、田楽座の勤仕が確認できる(八坂神社文書編纂委員会編『新修八坂神社文書』(中世

篇)、臨川書店、二〇〇二、一五七―一五九頁)。

(43) 前掲(40) 一四六四頁。

(44) 『中右記』、長治二年六月一四日条。

(45) 『葉黄記』、寛元四年六月二八日条。

(46) 『統群書類従・第十一輯下 公事部装束部』、統群書類従完成会、一九八八、八四六頁。

(47) その後南北朝期の「歩田楽」は、文殿の外記らが担い手となって祇園会や北野祭に

参列していたらしい(『師守記』、暦応三(一三四〇)年六月一四日条および貞和五

(一三四九)年八月五日条など)。なお、『年中行事絵巻』の中で馬に乗って田楽を

演じている集団があることに着目し、それらと平安期の近衛府武官たちが素養とし

て持っていた鼓吹の芸態との関連を指摘する研究もある(藤原良章「中世芸能の歴

史的位置―田楽を中心に―(網野善彦編『中世を考える 職人と芸能』、吉川弘文館、

一九九四)、二二六―二二三頁)。もしそうだとすれば、後の「歩田楽」はそれらが

形骸化したものと考えられなくもない。この問題は、今後の研究の進展を待ちたい。

(48) 『小右記』、長和二年六月一四日条。

(49) 『師守記』、貞治三年六月七日・一四日条。その後は、祇園会などに久世舞車が出る
記録が多くなる。

(50) 世阿弥元清『五音』(表章・加藤周一校注『日本思想体系二 四世阿弥・禅竹』、岩波書店、
一九七四、二二三頁)。なお、山路は、この久世舞車に本来の鉦を乗せたものが、現
在の祇園祭山鉦の原型ではないかとしている(前掲(5)②)。

(51) ①『中右記』、寛治二(一〇九二)年四月一八日条、②『明月記』、建永二(承元元
一二〇七)年四月一六日条、③『玉葉』、建暦二(一二二二)年三月二二日条など。

(52) 前掲(5)①参照。

(53) 前掲(29)参照。

(54) 『公卿補任』による。

(55) 『花園天皇宸記』、元亨元年一二月九日条など。

(56) ①『花園天皇宸記』、元応元年六月三〇日条および元亨元年六月二四日条、②『社
家条々記録』、元亨元年六月二五日条(竹内理三編『増補統史料大成第四十四巻 八
坂神社記録二』、臨川書店、一九七八、二〇三―二〇五頁)。

(57) やすらい祭については、①河音能平「ヤスライハナの成立」(河音能平『中世封

建社会の首都と農村』、東京大学出版会、一九八四)、五五―一二三頁(初出は

一九七四)、②芸能史研究会編『やすらい花調査報告書』、やすらい踊保存団体連合会、

一九七七などを参照。

史料2「紫野社勘例案」(『今宮神社文書』)

官祭社頭次第

凡當社ノ祭ノコト五月七日陰陽寮ヨリ内裏へ物

忌札献之九日祭白川伯王殿ヨリ幣物并調

神供神祇公文史生持参ナリ伶人奏音楽

東遊アリ左右馬寮ヨリ神馬十列官人勤之馬

長毛別ニ被遣之作物所ヨリ奉造神宝走

馬等瀧口官人勤之又ハ後宴ノ日走馬アルコト

モアリ田楽ノ能モアリ左右近衛官人左右

衛門官人左右兵衛官人并諸司官人并院廳

ヨリモ北面所司等参向アリ此ノ事ハ一条院寛

弘五年ヨリ始順徳院ノ建暦二年比其後迄モ

如此行シケリ使或ハ宣命ノ沙汰ナシ天皇

御不豫之時或世上物忿之時ハ少納言率

主鈴看督長等被懸軛于此神前作法アリ

被奉授神位之時ハ依編者神祇官人社等

え神供記持参ナリ

史料1 「紫野今宮社神事覚」(『今宮神社文書』)

中世前期の京都今宮祭に関する一考察 ― 祭礼行列の渡物と疫病対策的性格に着目して ―

紫野今宮社

一 御影向事 桓武天皇御宇延暦元年云々

一 号今宮社事 一条院御宇寛弘二年〔乙巳〕

依御夢告紫野東鎮座云々

一 白河院行幸事 承保四年卯月三日行幸

十列献之并奉幣御膝着

等被献之間開白以下諸卿各幣

膝着御神馬

一 五月七日祭礼役事

一 神祇官 御幣卅三本 膝着絹 柏御供三膳

一 官幣 御幣二本 膝着 御酒瓶一〇

一 大炊寮 御幣三本 膝着 神供卅三盃

一 造酒司 御幣 布 酒五瓶 乘尻四人参向

一 院御方 御幣 膝着絹一疋

一 修理職 御幣布并御幣紙三帖 膝着

釘百五十連

一 掃部寮 神輿御座〔へりウケシ〕御座筵并薦

御幣 膝着紙一帖

一 穀倉院 麦紙袋卅三 御幣 膝着

一 簀呈 麦紙袋三 御幣 膝着

一 保刀祢 神供 御幣 膝着

一 歩田栗 下北面役 御幣 膝着

一 八省卿 御幣各一本 膝着

一 右馬寮 神馬一疋 御幣 膝着

一 右馬寮 材木并ニシヤ井クシ 駕輿丁四人

安鞍二人 太鼓持二人

一 左馬寮 神輿御迎七日参向 寮印馬部

等 笛吹一人

一 シヤウキヨリ 唐櫃二合

一 保々刀祢 御幣 膝着

一 車田栗 二両 御幣 膝着

一 賀茂十列 御幣 膝着布

神主見之

一 莊神人 神輿為莊殿早旦ニ宮本参之

一 神輿御張神人 大宿ヨリ七日持参之

一 官人等 神行路次可掃除之

一 関白家ヨリ 御幣 膝着 紙三帖

一 五月一日ヨリ 神供頭二条ヨリ下九条ニテ

可〇之

筆者注・[]内は割注

・寸法

一枚目：縦 25.6 糎 × 横 43 糎

二枚目：縦 25.6 糎 × 横 37.6 糎

・料紙：楮紙